

工場製作を含む工事における配置技術者の取扱いについて

愛媛県が発注する工事では、工場製作を含む工事における配置技術者の入札時の取扱いを以下のとおりとします。

○ 技術者の専任について

建設業法上、技術者の専任を要する工事の場合、工場製作期間において配置する技術者は当該工事への専任を要しないが、現場施工期間において配置する技術者は当該工事への専任を要する。

○ 工場製作と現場施工で異なる技術者を配置する場合について

工場製作期間において配置する技術者と現場施工期間において配置する技術者は同一の者でなくても良いものとする。

○ 工場製作と現場施工で異なる技術者を配置する場合の入札参加資格確認資料の記載について

工場製作と現場施工で異なる技術者を配置する場合は、それぞれの技術者について別葉で入札参加資格確認資料「配置予定技術者について」を提出すること。

なお、工場製作期間に配置を予定する技術者と現場施工期間に配置を予定する技術者の別を備考欄に記載すること。

○ 技術者に求める従事経験等について

入札参加資格として技術者に対して求める従事経験については、現場施工期間に配置する技術者のみに対して求め、入札公告個別事項（5）に掲げる要件をすべて満たす工事の現場施工期間の2分の1以上の従事経験があれば、入札公告個別事項（6）の従事経験の条件を満たすものとする。ただし、コリンズで当該現場施工期間の2分の1以上の従事経験の有無について確認できない場合は、上記従事経験を証する書類の提出を求める。

なお、総合評価落札方式においては、現場施工期間において配置する技術者のみを評価の対象とする。